

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月12日
【会社名】	株式会社 イチケン
【英訳名】	ICHIKEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土谷 忠彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都台東区北上野二丁目23番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第86期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価の結果、平成24年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成24年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成25年7月中旬、当社関西支店において同支店長への施工部門長からの報告によって、一部の工事について工事原価の付け替え（工事代金を取引先の了解のもと、本来とは異なる工事の代金として支払うこと）による不適切な会計処理が行われた可能性があることが判明いたしました。当社は、事実関係の詳細及び経緯などを解明するため社内調査を進めてまいりましたが、より厳格に調査を行い、調査の客観性及び信頼性を高めることを目的として、平成25年8月6日に当社と利害関係のない弁護士及び公認会計士による「外部調査委員会」を設置し、事実関係の調査、分析等を行ってまいりました。

その結果、平成25年9月9日に同委員会から報告書を受領し、関西支店において数年前から工事原価の付け替えによる不適切な会計処理が行われていた事実が判明いたしました。

かかる不適切な会計処理が行われた主な原因は以下のとおりと認識しております。

取締役の相互牽制を含めた組織内のガバナンス体制の脆弱性

不正に対する認識の低さ及び倫理教育の不徹底による個々の組織構成員の不正防止・抑止力の脆弱性

内部通報制度の形骸化と、制度に対する低い信頼性

不正防止上のキーとなる人材・職位者に関する人事ローテーションの不十分性

管理部門による「異常事象」の認知把握能力不足

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、第84期以降の決算を訂正し、平成25年9月12日に第84期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）から第87期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）までの有価証券報告書及び第84期第2四半期から第87期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、「外部調査委員会」からの提言をふまえて、以下のとおり再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

企業風土改革と組織の活性化

全役職員に対するコンプライアンス教育の実施

ジョブローテーション等の実施

牽制機能の強化とリスク情報の早期把握

支店管理部門の本社部門への移管

内部通報制度の活性化

協力会社専用の相談窓口の設置

業務（内部）監査体制の強化

作業所監査の強化

業務（内部）監査体制の強化・充実